

山陰自動車道の整備等を求める意見書

本年 11 月 16 日、国が鳥取県に対し説明したところによると、鳥取県下の平成 22 年度直轄道路事業費は、本年度を 4 ~ 5 割下回る見通しであり、このままでは、山陰自動車道の整備は、大幅におくれることとなる。

さらに、鳥取豊岡宮津自動車道の整備を初め、住民生活に欠かせない生活道路の整備・補修、老朽化した橋梁等の修繕、交通事故が懸念される通学路の改良等、安全・安心を確保するため地方が行う道路整備に対する支援についても、同様に大きく減額される見通しとなっている。

言うまでもなく、高速道路ネットワークは、地域経済の基盤であり、産業振興や観光振興にとっても、非常に重要な役割を果たすものである。高速道路ネットワークへの接続の有無が、地域間格差にあらわれていると言っても過言ではない。鳥取県を東西に結ぶ幹線道路は、広域交通と生活交通の混在する国道 9 号のみに頼らざるを得ない現状であり、災害等の発生時における救急・救助活動や人員・物資等の緊急輸送の面においても非常に脆弱である。このことから、「生命を守る道路」として、国道 9 号のバイパス機能を持つ山陰自動車道の早期整備は、地域住民にとって長年の悲願である。

また、このたび世界ジオパーク候補地に認定された山陰海岸ジオパークを構成する地域を結ぶ鳥取豊岡宮津自動車道は、今後、当該地域の連携による活性化に大いに資するものであり、地域活力基盤創造交付金制度は、緊急かつ柔軟な地域のニーズに即した道路整備を行うため、今後も維持することが不可欠である。

しかしながら、このたびの政府方針は、高速道路ネットワークの整備がおくれている地域や財政基盤の脆弱な地域に対し、地域間格差の一層の拡大をもたらすものであり、鳥取市民を代表する者として、到底容認できるものではない。

よって、政府は、国の責任として、高速道路整備がおくれている地域における高速道路の早期開通、地方が必要とする生活道路整備への支援を着実に行われるよう、下記の事項について強く要請する。

記

- 1 高規格幹線道路「山陰自動車道」を平成 20 年代に開通させること。
- 2 地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」の整備を促進すること。
- 3 地域活力基盤創造交付金制度を堅持し、道路整備のおくれている地方に重点配分すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 4 日

鳥取市議会議長 中 島 規 夫

内閣総理大臣
総務大臣様
国土交通大臣